

【山形大学大学院農学研究科農学専攻】

*満たすべき水準

山形大学大学院の修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）のもと、農学研究科及び農学専攻では、以下のような知識と能力を獲得した学生に「修士（農学）」の学位を授与します。

① 豊かな人間力

- (1) 食料・生命・環境科学に強い関心を持ち、主体的・自律的に学習を継続できる。
- (2) 専門職従事者としての倫理観と責任感を持ち、コンプライアンス遵守の精神を身につけている。

② 深化した専門的知識・技能と文理兼修による幅広い視野

- (1) 各自の専門分野における高度な知識や技術を身につけている。
- (2) 文理を超えた様々な分野の専門的知識を理解し、多様化・複雑化した社会の要請に応じてそれを活用できる能力を有している。

③ 多様な文化の理解とその共生に向けて行動できる能力

- (1) 国際社会や地域社会における専門分野に関わる課題を抽出・探求でき、その解決のために研究・開発する行動力を有している。
- (2) 他分野との共同作業ができ、創造的な事業に従事するための実践的な能力を有している。

*項目

《修士論文審査基準》

以下のすべての基準を満たす論文を合格とする

1. 広義の農学の発展に寄与する目的あるいは意義を有する。
2. 論文題目が適切である。
3. 論文として適切な形式となっている。
4. 論理的な論文構成になっている。
5. 新知見やオリジナリティー等の面から、研究内容の質が十分である。

《最終試験判定基準》

以下のすべての基準を満たす場合を合格とする。

1. わかりやすく論理的に発表する能力がある。
2. 質疑に対して的確に応答する能力がある。

*審査委員の体制

(山形大学学位規程)

第11条 研究科長は、第8条の規定による学位論文を受理したとき又は大学院規則第19条第3項に規定する試験及び審査(以下「特定審査」という。)を行うときは、学位論文内容又は特定審査に関連する科目の教授の中から3人以上の審査委員を選出し、学位論文の審査及び最終試験又は特定審査を行うものとする。ただし、必要があるときは、山形大学学術研究院規程第8条第1項に基づく主担当教員として当該研究科に配置された教授以外の教員を審査委員に選ぶことができる。

2 研究科長は、学位論文の審査及び最終試験又は特定審査に当たって必要があるときは、山形大学学術研究院規程第8条第1項に基づく主担当教員として本学大学院の他の研究科に配置された教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を審査委員に加えることができる。

* 審査の方法

(学位論文の審査)

- 1 研究科長は、各領域が選出した論文審査委員を論文提出後すみやかに委嘱する。
- 2 論文審査委員は、論文の審査結果を研究科長に報告（別紙様式第3号）するものとする。

(学位論文の公開)

- 3 学位論文提出者は、その研究内容について、領域ごとに公開口頭発表を行う。

(最終試験)

- 4 最終試験は、所定単位を修得した者について、領域ごとに行い、審査委員はその結果を研究科長に報告（別紙様式第3号）するものとする。

(課程修了の認定)

- 5 研究科長は、修得単位、論文審査及び最終試験の結果に基づき修士の学位を授与すべきか否かについて研究科委員会から意見聴取を行う。
- 6 研究科長は、前条の意見聴取の結果について、学長に報告する。